

定期受付 建設工事 F A Q 電子申請編

お問い合わせ先

ヘルプデスク TEL 06-4400-5180

No	分類	Q	A	問合せ先
1	電子申請全般	入力内容の一時保存はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事競争入札参加資格審査申請では、入力内容の一時保存はできません。 ・申請画面左上の「時間延長」ボタンを押すごとに、40分間の入力時間の延長が可能です。（入力画面のまま40分を経過すると自動的に接続が切れ、申請を正常に行うことができません。） 	ヘルプデスク
2	電子申請全般	登録済みのICカードがないと、大阪府電子申請システムにログインできませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・登録済みのICカードがない場合、大阪府の業者番号（ID）とパスワードでもログインすることができます。 	ヘルプデスク
3	電子申請全般	誤った入力内容で送信してしまったのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府による申請の受付前であれば、一旦申請の取下げを行い、申請期間内に正しい内容で再度申請を行ってください。 ・大阪府による申請の受付後であれば、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	ヘルプデスク 大阪府
4	電子申請全般	申請の取下げを行いたいののですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府電子申請システムの「状況確認」メニュー（電子申請メニューの上から5番目）から、申請の取下げが可能です。 	ヘルプデスク
5	電子申請全般	大阪府電子申請システムから補正要求のメールが届いたので、申請の補正を行いたいののですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府電子申請システムの「状況確認」メニュー（電子申請メニューの上から5番目）から、申請の補正が可能です。 	ヘルプデスク
6	電子申請全般	申請した内容を確認したい（印刷したい）のですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府電子申請システムの「状況確認」メニュー（電子申請メニューの上から5番目）から可能です。 ・「状況確認」へログイン後、履歴情報を開くと申請内容を表示、印刷することができます。 	ヘルプデスク
7	電子申請エラー	「全角で入力してください。」というエラーが表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・数字やアルファベット入力をした箇所を全角で入力されているか確認してください。 ※変換可能な状態でF9キーを押すと全角変換されます。 	ヘルプデスク
8	電子申請エラー	「JIS 範囲外の特殊文字や外字は入力できません。」とエラーが表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「（株）」「（有）」などの略称、「Ⅰ」「Ⅱ」などのローマ数字、「①」などの丸数字、「&」「～」などの文字は入力できません。これらの文字が入力されていないか確認してください。 	ヘルプデスク
9	電子申請エラー	「次へ」を押しても画面が変わりませんが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・Internet Explorer 以外のブラウザをご使用の場合は、Internet Explorer で再度申請を行ってください。 ・Internet Explorer をご使用の場合、ポップアップブロックの解除が必要です。クライアント環境設定マニュアル「6. ポップアップブロックの許可設定」をご参照ください。 	ヘルプデスク

10	電子申請エラー	送信確認画面で「送信」ボタンを押しても送信できませんが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・Internet Explorer 以外のブラウザをご使用の場合は、Internet Explorer で再度申請を行ってください。 ・Internet Explorer をご使用の場合、互換表示設定が必要です。クライアント環境設定マニュアル「9. 互換表示設定」をご参照ください。 	ヘルプデスク
11	電子申請エラー	郵便番号を入力し、「住所検索」ボタンを押しましたが、画面が進みません。どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・Internet Explorer 以外のブラウザをご使用の場合は、Internet Explorer で再度申請を行ってください。 ・Internet Explorer をご使用の場合、私書箱や事業所、ビルの個別の郵便番号を入力していないか確認してください。（入力している場合は、町域の郵便番号を再度入力し検索を行ってください。 	ヘルプデスク
12	電子申請エラー	「セッション異常」、「サーバ側に異常が発生しました」、「異常終了」などの表示がされますが、どうすればよいですか？	・ヘルプデスク（06-4400-5180）までご連絡ください。	ヘルプデスク
13	電子申請エラー	「建設業許可情報が確認できません。[E0106]・[E0107]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可番号の欄を正しく入力しているか確認してください。 ・正しく入力していても、建設業許可取得後間もない（取得後2～3週間以内）ときは、エラーメッセージが表示されます。この場合は、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	大阪府
14	電子申請エラー	「申請された業種が建設業の許可業種と一致しません。[E0205]・[E0206]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に、建設業許可（営業所で契約する場合は、当該営業所での許可）を受けていない業種が含まれていないか確認してください。 ・正しく入力していても、建設業許可取得後間もない（取得後2～3週間以内）ときは、エラーメッセージが表示されます。この場合は、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	大阪府
15	電子申請エラー	「申請された許可区分が建設業許可の内容と一致しません。[E0305]・[E0306]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種の許可区分（一般・特定）を正しく入力しているか確認してください。 ・正しく入力していても、建設業許可取得後間もない（取得後2～3週間以内）ときは、エラーメッセージが表示されます。この場合は、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	大阪府
16	電子申請エラー	「申請された所在地が建設業許可の所在地と一致しません。[E0404]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・本店所在地（または営業所・支店所在地）の郵便番号を正しく入力しているか確認してください。 ・正しく入力していても、建設業許可変更後間もない（取得後2～3週間以内）ときは、エラーメッセージが表示されます。この場合は、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	大阪府

17	電子申請エラー	「業者番号が入力されていませんが、過去に同じ許可番号で登録があります。[E3201]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規申請（過去に資格登録のあった方）」から業者番号（ID）を入力して、申請を行ってください。 ・過去登録時の業者番号（ID）が分からない場合は、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ（06-6944-6429）までご連絡ください。 	大阪府
18	電子申請エラー	「申請された経営事項審査の審査基準日が正しくありません。[E0604]・[E0605]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の審査基準日の欄を正しく入力しているかどうか確認してください。（審査基準日は平成29年6月30日以降の日付の入力が必要です。） ・取得予定の経営事項審査結果通知書の内容で、「経営事項審査結果の通知日」欄を空欄で申請したとき又は、正しく入力していても、経営事項審査結果通知書の取得後間もない（取得後2～3週間以内）ときは、エラーメッセージが表示されます。この場合は、電子申請手続の都合上、画面の案内に沿って、仮受付による申請に同意して送信してください。 	ヘルプデスク
19	電子申請エラー	「申請された経営事項審査の審査基準日が有効ではありません。[E0606]・[E0607]・[E0610]・[E0611]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査の審査基準日の欄を正しく入力しているかどうか確認してください。（審査基準日は平成29年6月30日以降の日付の入力が必要です。） 	ヘルプデスク
20	電子申請エラー	「申請された経営事項審査結果の通知日が確認できません。[E0902]・[E0903]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査結果の通知日の欄を正しく入力しているかどうか確認してください。 ・通知日が分からない場合は、Q35 をご参照ください。 	ヘルプデスク
21	電子申請エラー	「申請業種が経営事項審査結果情報に登録されていません。[E0704]・[E0705]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・登録を申請できる工事は経営事項審査を受けている工事に限りますので、経営事項審査を受けていない工事を申請に含んでいないか確認してください。 	ヘルプデスク
22	電子申請エラー	「経営事項審査結果情報が存在しません。[E0504]・[E0505]」と表示されますが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府知事許可から国土交通大臣許可に変更したときなど、最新の建設業許可番号と経営事項審査結果に記載されている建設業許可番号が異なる場合は、エラーメッセージが表示されます。この場合は、電子申請手続の都合上、画面の案内に沿って、仮受付による申請に同意して送信してください。 	ヘルプデスク
23	業者番号（ID）・パスワード	過去に登録していたときの業者番号（ID）とパスワードが分からないのですが、どうすれば再通知してもらえますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「業者番号（ID）・パスワード」のホームページをご参照のうえ大阪府電子申請システムまたは再通知依頼書にてご照会いただき、業者番号（ID）とパスワードの再通知を受けてください。 	大阪府
24	業者番号（ID）・パスワード	過去に登録していたときの業者番号（ID）が分からないので、「新規申請（資格未登録の方）」の入口から申請を行ってもよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に登録があった場合は、「新規申請（資格未登録の方）」からは申請できませんので、業者番号（ID）をご確認のうえ、必ず「新規申請（過去に資格登録のあった方）」の入口から申請を行ってください。 	大阪府

25	業者番号 (ID) ・パスワード	業者番号 (ID) とパスワードは電話にて照会することができますか？	<ul style="list-style-type: none"> 業者番号 (ID) は、お電話にて回答することが可能ですので、大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ (06-6944-6429) までご連絡ください。 パスワードは、お電話にて回答することができませんので、Q23 をご参照のうえ、大阪府電子申請システムまたは再通知依頼書にてご照会ください。 	大阪府
26	申請期間	第1期申請期間(平成30年10月12日から平成30年11月2日)の申請に間に合いませんでした。次に申請できるようになるのはいつからですか？	第1期申請期間中に申請できなかった方は、第2期申請期間中(平成30年11月26日から平成30年12月21日)に必ず申請してください。	大阪府
27	申請期間	第2期申請期間(平成30年11月26日から平成30年12月21日)の申請に間に合いませんでした。次に申請できるようになるのはいつからですか？	第2期申請期間中に申請できなかった方は、平成31年4月1日から実施予定の随時申請で、新規申請を行うことができます。	大阪府
28	許可	建設業許可番号に、大臣許可 (00) と大阪府知事許可 (27) のみしか選択欄がありませんが、他府県の知事許可の場合、申請はできないのですか？	・他府県の知事許可の場合、申請できません。(大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する方のみ申請できます。)	大阪府
29	経審	経営事項審査を受けていない場合は、申請はできないのですか？	・経営事項審査を受けていない場合、申請できません。	大阪府
30	経審	知事許可から大臣許可に許可替えをしましたが、大臣許可番号での経審はまだ受けたことがありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請を行うことができます。 ただし、申請時に「許可番号に該当する経営事項審査結果情報が存在しません。」等のエラーメッセージが表示されますので、電子申請手続の都合上、画面の案内に沿って、仮受付による申請に同意して送信してください。(仮受付申請【パターン2】) 	ヘルプデスク
31	経審	【申請に必要な経営事項審査結果通知書を取得済みの場合】「経営事項審査の審査基準日」欄には、何を入力すればよいですか？	・ 経営事項審査結果通知書 (見本) をご参照のうえ、通知書の中央上部に記載されている「審査基準日」の日付を入力してください。	大阪府
32	経審	【申請に必要な経営事項審査結果通知書を未取得の場合】「経営事項審査の審査基準日」欄には、何を入力すればよいですか？	・経営事項審査の審査基準日は、直前の事業年度の終了日 (決算日) となりますので、当該日付を入力してください。(ただし、法人合併や営業譲渡が行われた場合には、当該合併日や営業譲渡日が審査基準日となる場合があります。)	大阪府
33	経審	申請に必要な経審 (例：審査基準日 = 平成29年6月30日) は手元にあるのですが、近々 (平成31年1月31日までに)、新たな経審 (例：審査基準日 = 平成30年6月30日) の取得の予定がある場合、どちらの経審の審査基準日を入力して申請すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で新たな経審 (例：審査基準日 = 平成30年6月30日) が未取得なのであれば、取得済みの経審 (例：審査基準日 = 平成29年6月30日) に基づいて申請いただいで結構です。 ただし、新たな経審では審査を受ける工事の種類が増えるなど、新たな経審の内容で申請を行いたいときは、新たな経審の審査基準日で仮受付申請【パターン1】を行ってください。 	大阪府
34	経審	「経営事項審査結果の通知日」欄には、何を入力すればよいですか？	・ 経営事項審査結果通知書 (見本) をご参照のうえ、通知書の右側上部に記載されている「通知日」の日付を入力してください。	大阪府
35	経審	経営事項審査結果通知書の原本を紛失したため「経営事項審査結果の通知日」が分からないのですが、どうすればよいですか？	・通知日が分からない場合は、電子申請手続の都合上、ご記憶の範囲で結構ですので、通知を受けた日付を入力してください。	大阪府

36	外字	業者基本情報の入力内容に、旧字体の漢字などパソコンで入力できない文字がある場合は、どうすればよいですか？	・入力内容に外字（JIS 第一水準・第二水準以外の文字）がある場合、当て字（類似漢字）を用いて項目の入力を行い、入力欄の右横のチェック欄にチェックを行ってください。 ・当て字で入力を行った場合は、初回登録時（当該外字を初めて登録する場合）に限り、 外字届 に外字を手書きし、他の郵送書類と一緒に郵送してください。	大阪府
37	代表者	個人事業主の場合、代表者の「役職名」には、何を入力すればよいですか？	・「代表者」と入力してください。	大阪府
38	商号または名称	「商号又は名称」の「漢字」欄の法人等の略語リスト（（株）など）に適切な選択肢がない場合、どうすればよいですか？	・略語リストに適切な選択肢がない場合、リスト選択欄は空欄（「---」のまま）とし、漢字入力欄に直接入力してください。	大阪府
39	会社等の業種	「会社等の業種」欄は、何を選択すればよいですか？	・会社としての主たる業種をリストから選択してください。主たる業種がご不明の場合は、「その他業種」を選択してください。	大阪府
40	所在地	「本店所在地」欄は、何を入力すればよいですか？	・建設業法上の主たる営業所を入力してください。	大阪府
41	所在地	「本店所在地」欄に入力した所在地が、登記簿上所在地と同一の場合、「登記簿上所在地」欄の入力は必要ですか？	・「本店所在地」欄の入力が登記簿上所在地と同一の場合、「登記簿上所在地」欄の入力の必要はありません。	大阪府
42	所在地	所在地の「それ以降」欄の表記は、どのように入力すればよいですか？例えば、「大手前2丁目1の22」か「大手前2-1-22」かどちらの表記で入力をすればよいですか？	・全角で入力いただければ、どちらの表記で入力いただいても構いません。	大阪府
43	営業所・支店	「契約先情報」欄で「本店契約」を選択した場合、「営業所・支店情報」欄の入力は必要ですか？	・「本店契約」の場合、「営業所・支店情報」の入力の必要はありません。	大阪府
44	営業所・支店	「営業所・支店情報」欄に他府県に設置している営業所・支店の情報を入力することは必要ですか？	・他府県に設置している営業所・支店の情報の入力の必要はありません。	大阪府
45	FAX	FAX を所有していないのですが、「FAX 番号」欄は、何を入力すればよいですか？	・FAX 番号欄の入力は必須となりますので、電子申請手続の都合上、電話番号と同一の番号を入力してください。	大阪府
46	メールアドレス	メールアドレスを所有していないのですが、「メールアドレス」欄は、何を入力すればよいですか？	・メールアドレス欄の入力は必須となります。携帯電話、スマートフォン等のメールアドレスの入力も可です。	大阪府
47	申請業種	申請業種（工事の種類）は何種類でも登録することができますか？	・平成 31 年 1 月 31 日時点で、建設業許可（営業所で契約する場合は、当該営業所で営業している工事の許可）を取得し、経営事項審査を受けている業種であれば、何種類でも登録することが可能です。	大阪府
48	申請業種	申請時点では許可と経審を受けていますが、許可（または経審）を更新しないことにより、平成 31 年 1 月 31 日時点では許可（または経審）がなくなる予定の申請業種があります。当該業種について申請を行うことはできますか？	・申請することはできません。（平成 31 年 1 月 31 日時点で、建設業許可（営業所で契約する場合は、当該営業所で営業している工事の許可）を取得し、経営事項審査を受けている業種のみ、申請を行うことができます。）	大阪府

49	申請業種	今回の定期受付で申請をできなかった業種については、後で追加登録することはできますか？	・定期受付にて申請できなかった業種については、平成31年4月1日から実施予定の随時申請で、業種追加申請を行うことができます。	大阪府
50	申請業種	解体工事業の許可を受けていませんが、とび・土工・コンクリート工事業の許可と経審があれば、解体工事の登録をすることができますか？	・解体工事の登録を申請できる方は、解体工事業について建設業許可を取得し、解体工事業について経営事項審査を受けている方に限ります。 ・解体工事の入札参加資格の取扱いの詳細は、 建設工事競争入札参加資格登録の工事種別（解体工事）の追加についてのホームページ をご参照ください。	大阪府
51	障がい者雇用	公共職業安定所（ハローワーク）に報告義務がある事業者とは、どのような事業者ですか？	・報告の義務がある事業主とは、常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が45.5人以上の事業主をいいます。詳細は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。	大阪府
52	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がある場合】障害者雇用状況報告書の提出時点（平成30年6月）と申請時点で常用雇用労働者の総数や障がい者雇用人数が変わっていますが、いつ時点の人数を入力すればよいですか？	・障害者雇用状況報告書の提出時点の障害者雇用状況報告書に記載されている人数を入力してください。	大阪府
53	障がい者雇用	障害者雇用状況報告書は、本社と営業所・支店ごとに列を分けて作成していますが、どの数字を入力すればよいですか？	・本社と営業所・支店を含めた会社全体の合計の数字を入力してください。	大阪府
54	障がい者雇用	障害者雇用状況報告書は、グループ会社全体（親会社と子会社など）として作成していますが、どの数字を入力すればよいですか？	・申請を行う会社単体の数字（申請者が子会社であれば当該子会社単体の数字）を入力してください。	大阪府
55	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がある場合】常用雇用労働者の総数欄は、何を入力すればよいですか？	・障害者雇用状況報告書の「⑧（ハ）常用雇用労働者の数」の人数を小数点以下1桁まで正確に入力してください。	大阪府
56	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がある場合】障がい者雇用人数欄は、何を入力すればよいですか？	・障害者雇用状況報告書の「⑩（計）」の人数を小数点以下1桁まで正確に入力してください。	大阪府
57	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がある場合】障がい者雇用率欄は、何を入力すればよいですか？	・障害者雇用状況報告書の「⑪（実雇用率）」の数値を小数点以下2桁まで正確に入力してください。	大阪府
58	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がない場合】常用雇用労働者の総数欄は、何を入力すればよいですか？	・常用雇用している者の人数に、代表者や役員などを加えた総職員数を入力してください。	大阪府
59	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がない場合】雇用している者がいない場合、常用雇用労働者の総数欄は、何を入力すればよいですか？	・法人の場合は、取締役またはこれに準ずる者で常勤の者の人数を入力してください。 ・個人事業主の場合は、その者またはその支配人で常勤の者の人数を入力してください。	大阪府
60	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がない場合】雇用している者ではなく、代表者や役員に障がい者がいる場合でも、障がい者雇用人数として含めてよいですか？	・含めていただいて結構です。	大阪府
61	障がい者雇用	【ハローワーク報告義務がない場合】障がい者雇用率欄は、何を入力すればよいですか？	・空欄のままとし、入力しないでください。	大阪府

62	環境マネジメントシステム	環境点の加算を希望しない（または加算要件を満たさない）場合でも、環境マネジメントシステム（エコアクション 21、KES、エコステージ）を取得していれば認証取得情報の入力を行う必要はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・環境点の加算を希望しない（または加算要件を満たさない）場合でも、環境マネジメントシステムを取得していれば認証取得情報の入力を行ってください。 ・この場合、主観点加算希望欄で「加算希望しない」にチェックを入れてください。 	大阪府
63	主観点	主観点（地元点など）の加算は希望した方がよいのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・主観点（地元点など）の加算により、上位の等級に格付けされる可能性がありますので、主観点の加算を希望するかどうかについては、各申請者にてご判断ください。 	大阪府
64	受付票	受付票を取得したいのですが、どのようにすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「受付票」のホームページをご参照のうえ、大阪府電子申請システムの「受付票取得」メニュー（電子申請メニューの上から6番目）から、取得してください。 	ヘルプデスク
65	受付票	受付票はいつから取得できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「更新申請」または「新規申請（登録履歴のある方）」の場合は、大阪府による申請の受付後、受付票を取得できるようになります。 ・「新規申請（初めて登録する方）」の場合は、入札参加資格者名簿の公開後、受付票を取得できるようになります。 	ヘルプデスク
66	受付票	受付票と印鑑証明書は、いつ大阪府に提出しなければならないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結する際に、「受付票」の提出が必要です。 	大阪府
67	受付票	受付票に添付する印鑑証明書は、いつ以降の発行日のものが有効となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度の受付票に添付する印鑑証明書は、発行日が平成 30 年 10 月 12 日以降のものを添付してください。（平成 30 年度の受付票に添付する印鑑証明書は、発行日が平成 29 年 11 月 10 日以降のものを添付してください。） 	大阪府
68	変更申請	現在の登録内容から、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）に変更がありました。更新申請を行いたいのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・更新申請を行う前に、「電子申請で変更できる事項」のホームページをご参照のうえ、あらかじめ変更申請（業者基本情報の変更）を行ってください。 	ヘルプデスク
69	変更申請	現在の登録内容から、建設業許可番号に変更（個人から法人へ組織を変更した場合など）がありました。更新申請を行いたいのですが、どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・更新申請を行う前に、「電子申請で変更できない事項」のホームページをご参照のうえ、あらかじめ変更申請（書類による手続き）を行ってください。 	大阪府
70	変更申請	申請後に、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）に変更があった。どうすればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請後であっても変更申請を行っていただけましたら、その内容を反映して、入札参加資格者名簿の作成を行いますので、「電子申請で変更できる事項」のホームページをご参照のうえ、変更申請（業者基本情報の変更）を行ってください。 	ヘルプデスク
71	変更申請	近い将来に、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）の変更が予定されていますが、申請時には新旧どちらの情報で申請を行えばよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点の情報で申請を行ってください。 ・申請後に、業者基本情報（商号または名称、本店情報・営業所支店情報）に変更が発生する場合は、変更が発生した時点で変更申請（業者基本情報の変更）を行ってください。 	大阪府

72	変更申請	建設業許可について知事許可から大臣許可への変更手続きを行っています。許可がおりるまで時間がかかるが、更新申請はできますか？	・現在の許可で更新申請してください。 ・新たな許可がおりた時点で、「 電子申請で変更できない事項 」のホームページをご参照のうえ、建設業許可番号の変更申請をしてください。	大阪府
----	------	---------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----